

平成 29 年 9 月 15 日

保護者の皆さま

神奈川県立瀬谷西高等学校
校長 須田 敏 勝

安全振興会費の減額申請について（お知らせ）

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、皆さまにご加入いただいております、安全振興会の会費につきまして、以下の項目に該当する場合は、会費の減額申請をすることができます。

つきましては、会費減額申請資格基準ならびに裏面の早見表をご確認いただき、会費減額に該当する場合は、「安全振興会会費減額申請書（1）」に必要事項を記入、押印の上、担任へ 9月29日（金）までに提出してください。

なお、学校で希望者を取りまとめ、一括申請をしますので、期日までに申請書の提出がない場合は、申請希望なしとして取り扱わせていただきます。

（※）会費減額申請資格基準

この基準において、本会の会費減額に係る運営規則第9条の対象とする場合は、次の各号に定める者とする。

（1）県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号以下「規則」という。）第8条第1項の規定により授業料等が免除される者

① 経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受けたこと、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、保護者等の市町村民税の所得割が51,300円未満となる者

② 生活保護法（平成25年法律第144号）に基づく保護を受けている者

③ 生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者

（2）① 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第8条第3項の規定により授業料等を免除される者

② 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

（早見表も合わせてご確認ください。）

【様式第 5 号】

平成 年 月 日

安全振興会会費減額申請書（1）

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会理事長 殿

保護者(会員)氏名



住所 〒

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会運営規則第 9 条の規定に基づき、会費の減額を申請します。

学 校 名	神奈川県立 瀬谷西 電話 045 (302) 3535	高等学校・学校高等部 中等教育学校	課 程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
フリガナ				年 組
生徒氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		

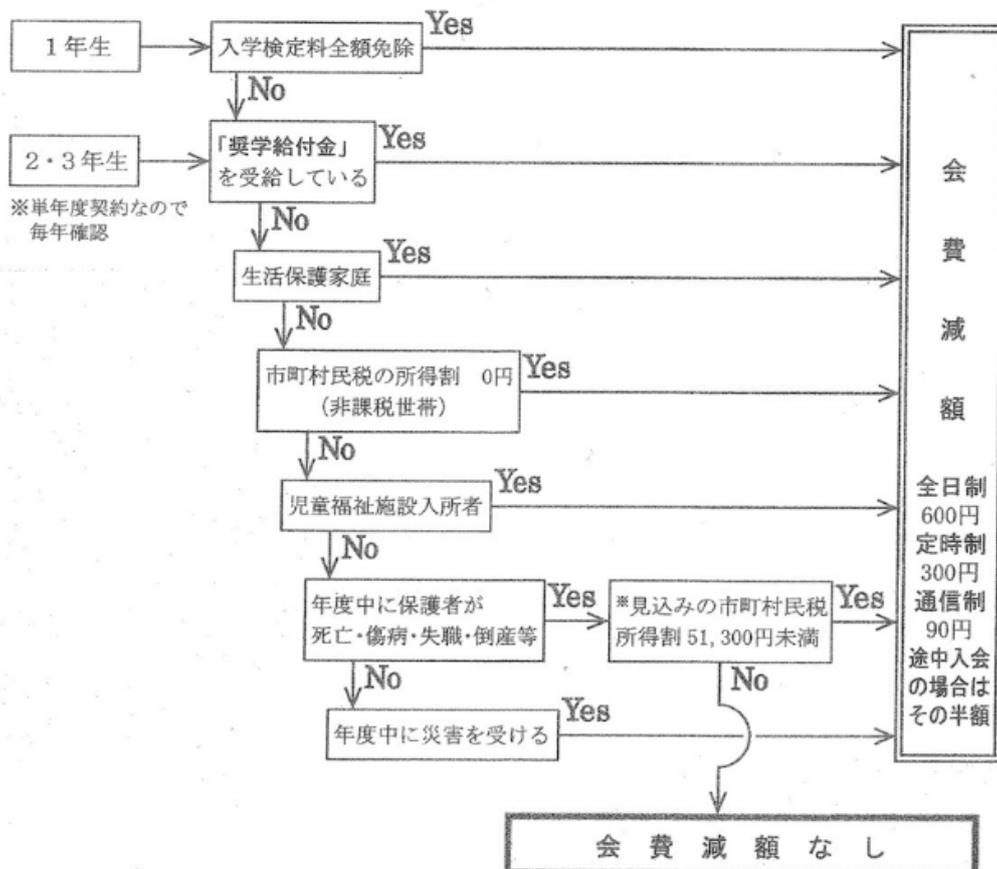
Ⅲ 会費減額対象者・早見表

家庭の年収の目安 ※	250万円未満	250万円から350万円未満	350万円から910万円未満	910万円以上
市町村民税の所得割	0円	51,300円	304,200円	
	生活保護世帯	非課税世帯		
授業料	授業料の実質負担なし<授業料免除ではない> (就学支援金を受給するため相殺される)			授業料を負担する
奨学給付金	32,300円	37,400円 または 129,700円	なし	
振興会会費	会費減額	保護者が死亡・傷病・失職・倒産等による場合のみ会費減額	会費減額なし	

※就学支援金を受給=本会の減額対象ではありません。

※年収は、夫婦どちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の目安

※上の表の会費減額対象者の他に、児童福祉施設入所者と災害を受けた者を加える。



※(申請月の前3カ月の平均収入)×12+(賞与)がおおよそ350万円以下の場合に相当